

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	2

公布された法令のあらまし

◎福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、特定施設の便所及び駐車場並びに劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の固定式の観覧席又は客席に関する特定施設整備基準について、車椅子を使用している者が円滑に利用するための設備を特定施設の規模に応じて複数設けるものとなるよう見直すこととする等、所要の整備を行うこととした。

規 則

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第26号

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第8号中「障害者が」を「車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に」に、「駐車区画」を「駐車施設」に改める。

第12条の2第2項第2号中「車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）を「車椅子使用者」に改め、同項第9号中「固定式」を「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）のうち、固定式」に改め、「客席」の右に「（以下「観覧席等」という。）」を、「観覧スペース」の右に「（以下「車椅子使用者利用区画」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（特別特定建築物に追加する工場の床面積）

第12条の2の2 条例第24条の4第7号に規定する工場の床面積には、全ての生産工程が自動化されること等により通常は人が立ち入らない部分（以下「人が立ち入らない部分」という。）の床面積を含まないものとする。

第12条の3第2項中「第21条」を「第22条」に、「第22条第2号」を「第23条第2号」に改める。

第12条の4第1項第2号中「第17条」を「第18条」に、「第18条」を「第19条」に、「第25条第1項」を「第26条第1項」に、「第20条、第21条、第22条」を「第21条、第22条、第23条」に、「第23条及び第24条」を「第24条及び第25条」に改め、同条第2項中「多数」を「多数」に改める。

別表第1の3の項施設の用途の欄を次のように改める。

3 劇場等

別表第2の3の項施設の規模の欄中「床面積」の右に「（人が立ち入らない部分の床面積を除く。）」を加える。

別表第3第1の部1の項事項の欄(1)ア中「当該高齢者等利用居室」の右に「（劇場等の施設であって、当該高齢者等利用居室に車椅子使用者利用区画を設けるときは、当該車椅子使用者利用区画）」を加え、同欄(1)ウ中「、道等」を「道等、劇場等の施設であって当該高齢者等利用居室に車椅子使用者利用区画を設けるときは当該車椅子使用者利用区画」に改め、同部7の項を次のように改める。

7 便所	(1) 高齢者等が利用する便所を、特定の階に偏ることなく設けることその他の高齢者等が当該便所を利用する上で支障がない位置に、高齢者等が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 ア 地上階であって、高齢者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の
------	---	--

<p>イ 高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>	<p>規模とする。 a 公衆便所 基準規模 b 次に掲げる 公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル (a) 物販店舗 (b) ホテル等 (c) 遊技場 (d) クリーニング取次店等 (e) 共同住宅 (f) 寄宿舍</p>
<p>(2) 高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとする こと。 ア 出入口のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下この7において同じ。）は、次に掲げるものとする。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (ア) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90センチメートル以上であること。 b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。 (イ) 2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p>	<p>基準規模</p>
<p>(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。こと。 ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (ア) 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。</p>	

	<p>(イ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。</p> <p>(ウ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けるものであること。</p>	
	<p>(4) (1)により高齢者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、令和6年国土交通省告示第1074号の第3に定める数以上）に、次に掲げる車椅子利用者利用便房を1以上設けること。ただし、同告示第5の各号（公衆便所にあっては、同告示第5の第1号から第3号まで）に掲げる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。</p> <p>エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。</p> <p>カ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p> <p>キ 車椅子利用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(イ) (3)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(3)のアの(イ)については、この限りでない。</p> <p>ク 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあっては、基準規模とする。</p>

	<p>椅子使用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p>	
(5)	<p>(4)の場合において、令和6年国土交通省告示第1074号の第5の第4号の算出方法の例により算出した車椅子使用者利用便房の数の合計が0となるときは、高齢者等が利用する便所の1以上に、(4)のアからクまでに掲げる構造の車椅子使用者利用便房を1以上設けること。</p>	<p>床面積の合計 2,000平方メートル以上の規模</p>
(6)	<p>(1)により高齢者等が利用する便所を設ける階を有する公益的施設等には、当該高齢者等が利用する便所の1以上に、車椅子使用者利用便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。</p> <p>ア 公衆便所 イ 物販店舗 ウ ホテル等 エ 遊技場 オ クリーニング取次店等 カ 共同住宅 キ 寄宿舍 ク 事務所等</p>	<p>床面積の合計 1,000平方メートル以上の規模</p>
(7)	<p>高齢者等が利用する便所のうち1以上に、(4)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。</p> <p>ア 車椅子使用者利用便房を設ける公益的施設等（イ及びウに掲げる公益的施設等を除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舍</p>	<p>基準規模</p>
(8)	<p>高齢者等が利用する便所のうち1以上に、オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p>	<p>床面積の合計 2,000平方メートル以上の規模とし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p>
(9)	<p>(8)に掲げるもののほか、高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を1以上設けること。</p>	<p>床面積の合計 10,000平方メートル以上の規模</p>

<p>ア 次に掲げる公益的施設等にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。</p> <p>(ア) 病院等 (イ) 劇場等 (ウ) 官公署 (エ) 博物館等 (オ) 展示場 (カ) 物販店舗 (キ) 飲食店</p> <p>イ アに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。</p>	
<p>(10) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児を座らせることができる設備（以下「ベビーチェア」という。）を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台（以下「おむつ交換台」という。）（以下これらを「乳幼児設備等」という。）を1以上（床面積の合計が5,000平方メートル以上（物販店舗及びホテル等にあつては、10,000平方メートル以上）である場合にあつては、高齢者等が利用する便所のうち1以上に乳幼児施設等を2以上、又は高齢者等が利用する便所のうち2以上に乳幼児設備等をそれぞれ1以上）設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。</p> <p>ア 学校 イ 老人ホーム等 ウ 自動車教習所 エ 遊技場 オ 理髪店等 カ クリーニング取次店等</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>(ア) 公衆便所 基準規模 (イ) 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル a 物販店舗 b ホテル等</p>

	キ 学習塾等 ク 路外駐車場等 ケ 共同住宅 コ 寄宿舍 サ 事務所等	
--	---	--

別表第3第1の部8の項事項の欄(1)中「車椅子利用者利用客室を1」を「車椅子利用者利用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」に改め、同欄(1)エ(ア)中「7の(1)のアの(ア)」を「7の(2)のアの(ア)」に改め、同欄(1)エ(イ)中「7の(2)のアの(ア)」を「7の(3)のアの(ア)」に改め、同欄(1)エ(ウ)中「7の(3)のイ」を「7の(4)のイ」に改め、同部10の項を次のように改める。

10 駐車場	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、次に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この10において同じ。）以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合にあつては、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上であること。 イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。 ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車椅子利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	床面積の合計 2,000平方メートル以上の規模。 ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (ア) 公衆便所 床面積の合計 50平方メートル (イ) 路外駐車場等 基準規模
	(2) 令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のAからEまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。	
	(3) 高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数30以上のものを設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、(1)	基準規模

	<p>のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。</p>	
	<p>(4) 高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数に30以上のものを設け、かつ、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。</p>	

別表第3第1の部15の項整備箇所の欄中「固定観覧席」を「固定式の観覧席等」に改め、同項事項の欄中「観覧席又は客席」を「観覧席等」に改め、同欄(1)中「車椅子使用者が円滑に利用できる区画」を「車椅子利用者利用区画」に、「1以上」を「2以上（当該劇場等に設ける観覧席等の数が400を超える場合にあっては、当該観覧席等の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上）」に改め、同欄(1)ア及びイを削り、同欄(1)ウ中「間口」を「幅」に改め、同欄(1)ウを同欄(1)アとし、同欄(1)に次のように加える。

イ 床は、平らとすること。

別表第3第2の部7の項事項の欄中「(4)並びに(5)のイ及びウ」を「(5)から(7)まで及び(9)」に改め、「設けること」の右に「。この場合においては、第1の7の(4)中「同告示第5の各号（公衆便所にあつては、同告示第5の第1号から第3号まで）」とあるのは、「同告示第5の第1号から第3号まで」とする」を加え、同項適用規模の欄中「第1の7の(5)のア」を「第1の7の(8)」に改め、同部9の項適用規模の欄(1)中「第1の10の(1)」の右に「及び(2)」を加え、同欄(2)中「第1の10の(2)」を「第1の10の(3)及び(4)」に改め、同表第4の部6の項整備基準の欄(2)中「第1の7の(2)のアの(ア)」を「第1の7の(3)のアの(ア)」に改め、同欄(3)中「ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台」を「乳幼児設備等」に、「当該台」を「おむつ交換台」に改め、同欄(6)イ中「第1の7の(2)のアの(ア)」を「第1の7の(3)のアの(ア)」に、「第1の7の(2)のアの(イ)」を「第1の7の(3)のアの(イ)」に改める。

別表第4の3の1の款政令第14条第1項第1号の項中「第14条第1項第1号」を「第14条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>政令第14条第2項</p>	<p>停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模</p>
------------------	---

別表第4の3の1の款政令第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号（1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）及び第5号の項中「第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号」を「第14条第3項、第18条並びに第19条

第2項第1号」に、「第5号」を「同項第5号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第15条

床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

別表第4の3の1の款政令第18条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）の項中「第18条第2項第2号」を「第19条第2項第2号」に改め、同款政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）の項中「第18条第2項第2号ロ」を「第19条第2項第2号ロ」に改め、同款政令第18条第2項第3号及び第4号イの項中「第18条第2項第3号」を「第19条第2項第3号」に改め、同款政令第19条から第21条までの項中「第19条から第21条」を「第20条から第22条」に改め、同表2の款政令第14条第1項第1号及び第19条から第21条までの項中「第14条第1項第1号及び第19条から第21条」を「第14条第1項及び第20条から第22条」に改め、同款政令第14条第1項第2号、第17条並びに第18条第2項第1号、第3号、第4号イ及び第5号の項中「第14条第1項第2号、第17条並びに第18条第2項第1号」を「第14条第2項及び第3項、第18条並びに第19条第2項第1号」に改め、同款政令第18条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）の項中「第18条第2項第2号」を「第19条第2項第2号」に改め、同款政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）の項中「第18条第2項第2号ロ」を「第19条第2項第2号ロ」に改め、同表3の款政令第14条第1項第1号、第18条第2項第2号イ（外部出入口に係る部分への適用を除く。）及び同号ロ（外部出入口の戸の構造に係る部分への適用を除く。）並びに第19条から第21条までの項中「第14条第1項第1号、第18条第2項第2号イ」を「第14条第1項、第19条第2項第2号イ」に、「第19条から第21条」を「第20条から第22条」に改め、同款政令第14条第1項第2号並びに第18条第2項第3号及び第4号イの項中「第14条第1項第2号並びに第18条第2項第3号」を「第14条第2項及び第3項並びに第19条第2項第3号」に改め、同表4の款及び5の款中「第14条第1項第1号及び第2号、第17条、第18条第2項第1号」を「第14条第1項から第3項まで、第18条、第19条第2項第1号」に、「第19条から第21条」を「第20条から第22条」に、「第18条第2項第2号ロ」を「第19条第2項第2号ロ」に改める。

別表第4の4の1の款事項の欄(3)中「第18条第2項第2号」を「第19条第2項第2号」に改め、同表2の款事項の欄(3)中「第18条」を「第19条」に改め、同欄(5)中「第21条」を「第22条」に改め、同表5の款事項の欄(1)、(2)ウ及び(3)中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に改め、同欄(4)中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同表6の款事項の欄(1)中「便所を設ける場合には」を「便所は」に改め、同欄(1)ア中「以下6」を「以下この6」に改め、同欄(2)中「を設ける場合には」を「のうち1以上は」に、「掲げる便所」を「掲げるもの」に改め、同欄(2)イ中「第14条第1項第1号」を「第14条第2項」に改め、同欄(2)ウを削り、同欄(6)を同欄(7)とし、同欄(5)中「第14条第2項」を「第14条第4項」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、同欄(4)中「第14条第1項第2号」を「第14条第3項」に、「は、次に掲げる」を「のほか、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上に次に掲げる事項のいずれにも該当する便房を1以上設ける」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)中「第14条第1項第1号」を「第14条第2項」に改め、同欄(3)を同欄(4)とし、同欄(2)の次に次のように加える。

(3) 次のアからウまでに掲げる特別特定建築物には、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児設備等を当該アからウまでに定める数以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備

を備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。

ア 特別特定建築物（学校、老人ホーム等、自動車教習所、遊技場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎、事務所等並びにイ及びウに掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの

1（床面積の合計が5,000平方メートル以上である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する数）

(ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上に乳幼児設備等を設ける場合 2

(イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち2以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに1

イ 駐車場等及び公衆便所 1（床面積の合計が5,000平方メートル以上である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する数）

(ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上に乳幼児設備等を設ける場合 2

(イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち2以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに1

ウ 物販店舗又はホテル等であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの 1（床面積の合計が10,000平方メートル以上である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する数）

(ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上に乳幼児設備等を設ける場合 2

(イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち2以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに1

別表第4の4の6の款事項の欄に次のように加える。

(8) 駐車場等及び公衆便所には、政令第14条第1項の規定により便所を設ける階に、当該便所のうち1以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(9) 政令第14条第2項の場合において、令和6年国土交通省告示第1074号の第5の第4号の算出方法により算出した車椅子使用者用便房の数の合計が0となるときは、便所のうち1以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(10) 政令第14条第1項の規定により便所を設ける階を有する特別特定建築物（次に掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものには、(4)に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けること。

ア 公衆便所

イ 駐車場等

ウ 物販店舗

エ ホテル等

オ 遊技場

カ クリーニング取次店等

キ 共同住宅

- ク 寄宿舍
- ケ 事務所等

別表第4の4の7の款事項の欄(1)中「第15条第2項の」を「第16条第2項の」に改め、同欄(1)エ中「第15条第2項第1号の」を「第16条第2項第1号の」に改め、同欄(1)エ(ア)中「第15条第2項第1号イ」を「第16条第2項第1号イ」に改め、同欄(1)オ中「第15条第2項第2号」を「第16条第2項第2号」に改め、同欄(3)ア中「第18条第2項第4号」を「第19条第2項第4号」に改め、同表8の款事項の欄(1)中「第16条」を「第17条」に改め、同欄(2)中「第18条第2項第7号」を「第19条第2項第7号」に改め、同欄(3)中「第21条に」を「第22条に」に改め、同欄(3)イ中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同欄(4)中「第21条」を「第22条」に改め、同表9の款事項の欄(1)中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同欄(2)中「駐車台数が30台以上の駐車場（共同住宅及び寄宿舍に設けるものを除く。）であって、かつ、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のもの」に、「政令第17条第1項及び」を「令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、」に、「1以上」を「政令第18条第1項各号に定める数以上」に改め、「設けること」の右に「。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く」を加え、同欄(2)を同欄(3)とし、同欄(1)の次に次のように加える。

(2) 政令第18条第1項の場合において、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合に該当するときは、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。

別表第4の4の9の款事項の欄に次のように加える。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数30以上のものを設け、かつ、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。

別表第4の4の11の款建築物特定施設の欄中「10まで」を「11まで」に改め、同款(3)の項事項の欄ア及びイ中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄ウ中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同款(4)の項事項の欄中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同款を同表12の款とし、同表10の款の次に次のように加える。

11 劇場等の客席	政令第15条の規定により設ける車椅子使用者用部分の奥行きは、140センチメートル以上とすること。
-----------	--

別表第4の5の4の項中「別表第3の第1の7の(1)の(ア)及び(イ)、(2)並びに(3)のイ」を「別表第3の第1の7の(2)の(ア)及び(イ)、(3)並びに(4)のイ」に改める。

様式第2号正本の部中

「

規模	駐車場の区域の面積	m ²	駐車のために供する部分の面積	m ²	駐車区画の数	
障害者が	駐車区画の数					
	駐車場の外部	滑りにくい仕上げについての配慮				有・無
		床面の高低差				cm

利用できる駐車区画	出入口等までの通路	傾斜路	有・無	有効幅員	cm	勾配	/	
			踊り場	傾斜路の高低差				cm
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置				有・無
		踏幅				cm		
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無		
		手すり	両側有・片側有・無	高さ	cm			
		表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無		
	車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機				有・無		
		昇降路の出入口に接する乗り場の水平面				有・無		
	有効幅員				cm			
	排水溝				有・無			
	排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無			
	自動車用の通路との分離				有・無			
	駐車区画の幅				cm			
	外部出入口等からの距離				m			
	駐車区画面へのJIS適合図記号による表示及びJIS適合図記号による標識の設置				有・無			
	駐車区画へ誘導するためのJIS適合図記号による案内板の設置				有・無			
駐車区画を設置している旨のJIS適合図記号による表示				有・無				

を「

規模	駐車場の区域の面積		m ²	駐車の用に供する部分の面積		m ²
	駐車施設の数	左記のうちバリアフリー対応の機械式駐車場の駐車施設の数				
敷地内の通路	滑りにくい仕上げについての配慮				有・無	
	床面の高低差				cm	
	段	有・無				
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手すり	両側有・片側有・無	高さ	cm	
		踏面の端部の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
		段の構造	段鼻の突き出し等	有・無	蹴込板・滑り止め	有・無
	主たる階段の回り階段		有・無			
	傾斜路	有・無		勾配 /		
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
手すり		両側有・片側有・無	高さ	cm		
表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無		

	視覚障害者に対する段差、傾斜、車路の存在の警告（点状ブロッック等の敷設）			有・無	
車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（バリアフリー対応の機械式駐車場を除く。）	駐車施設の数				
	駐車場の外部出入口等までの通路	傾斜路	有・無	有効幅員 cm	勾配 /
			踊り場	傾斜路の高低差	
		高低差75cm以内ごとの踊り場の設置		有・無	
	車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機			有・無
		昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無
	有効幅員				cm
	排水溝				有・無
	排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無
	駐車施設の幅				cm
	外部出入口等からの距離				m
	駐車施設の区画面へのJ I S適合図による表示及びJ I S適合図による標識の設置				有・無
駐車場出入口付近へのJ I S適合図による駐車施設を設置している旨の表示及び駐車施設へ誘導する案内板の設置				有・無	

に改め、同部備考2を同部備考3とし、同部備考1の次に次のように加える。

- 2 この様式において「バリアフリー対応の機械式駐車場」とは、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている機械式駐車場をいいます。

様式第2号副本の部中

「

規模	駐車場の区域の面積	m ²	駐車のために供する部分の面積	m ²	駐車区画の数	
障害者が利用できる駐車区画	駐車区画の数					
	駐車場の外部出入口等までの通路	滑りにくい仕上げについての配慮				有・無
		床面の高低差				cm
	傾斜路	有・無	有効幅員	cm	勾配	/
		踊り場	傾斜路の高低差			cm
			高低差75cm以内ごとの踊り場の設置			有・無
			踏幅			cm
	縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁					有・無
	手すり	両側有・片側有・無		高さ	cm	
	表面の色彩の識別のしやすさについての配慮					有・無

車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機	有・無
	昇降路の出入口に接する乗り場の水平面	有・無
有効幅員		cm
排水溝		有・無
排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋		有・無
自動車用の通路との分離		有・無
駐車区画の幅		cm
外部出入口等からの距離		m
駐車区画面へのJIS適合図記号による表示及びJIS適合図記号による標識の設置		有・無
駐車区画へ誘導するためのJIS適合図記号による案内板の設置		有・無
駐車区画を設置している旨のJIS適合図記号による表示		有・無

を
「

規模	駐車場の区域の面積		m ²	駐車の用に供する部分の面積		m ²	
	駐車施設の数			左記のうちバリアフリー対応の機械式駐車場の駐車施設の数			
敷地内の通路	滑りにくい仕上げについての配慮					有・無	
	床面の高低差					cm	
	段	有・無					
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁					有・無
		手すり	両側有・片側有・無		高さ	cm	
		踏面の端部の色彩の識別のしやすさについての配慮					有・無
	段の構造	段鼻の突き出し等	有・無	蹴込板・滑り止め		有・無	
		主たる階段の回り階段		有・無			
	傾斜路	有・無					
		勾配					/
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁					有・無
		手すり	両側有・片側有・無		高さ	cm	
表面の色彩の識別のしやすさについての配慮					有・無		
視覚障害者に対する段差、傾斜、車路の存在の警告（点状ブロック等の敷設）					有・無		
車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（バリアフリー対応の機械式駐車場を除く。）	駐車施設の数						
	駐車場の外部出入口等まで	傾斜路	有・無		有効幅員	cm	
		踊り場	傾斜路の高低差			cm	
			高低差75cm以内ごとの踊り場の設置			有・無	
			踏幅			cm	

	の通路	車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機	有・無
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面	有・無
		有効幅員		cm
		排水溝		有・無
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋		有・無
	駐車施設の幅		cm	
	外部出入口等からの距離		m	
	駐車施設の区画面へのJIS適合図による表示及びJIS適合図による標識の設置		有・無	
	駐車場出入口付近へのJIS適合図による駐車施設を設置している旨の表示及び駐車施設へ誘導する案内板の設置		有・無	

」

に改める。

様式第8号中

「

規模	駐車場の区域の面積	m ²	駐車のために供する部分の面積	m ²	駐車区画の数			
障害者が利用できる駐車区画	駐車区画の数							
	駐車場の外部出入口等までの通路	滑りにくい仕上げについての配慮				有・無		
		床面の高低差				cm		
		傾斜路	有・無		有効幅員	cm	勾配	/
			踊り場	傾斜路の高低差			cm	
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置			有・無	
				踏幅			cm	
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無		
		手すり		両側有・片側有・無		高さ	cm	
		表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無		
		車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機			有・無		
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無		
		有効幅員				cm		
		排水溝				有・無		
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無		
自動車用の通路との分離				有・無				
駐車区画の幅				cm				
外部出入口等からの距離				m				

駐車区画面へのJIS適合図記号による表示及びJIS適合図記号による標識の設置	有・無
駐車区画へ誘導するためのJIS適合図記号による案内板の設置	有・無
駐車区画を設置している旨のJIS適合図記号による表示	有・無

を
「

規模	駐車場の区域の面積		駐車の用に供する部分の面積		㎡	
	駐車施設の数	左記のうちバリアフリー対応の機械式駐車場の駐車施設の数				
敷地内の通路	滑りにくい仕上げについての配慮				有・無	
	床面の高低差				cm	
	段	有・無				
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手すり	両側有・片側有・無	高さ	cm	
		踏面の端部の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
		段の構造	段鼻の突き出し等	有・無	蹴込板・滑り止め	有・無
	主たる階段の回り階段		有・無			
	傾斜路	有・無			勾配	/
		縁端部の5cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手すり	両側有・片側有・無	高さ	cm	
		表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
	視覚障害者に対する段差、傾斜、車路の存在の警告（点状ブロック等の敷設）					有・無
車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（バリアフリー対応の機械式駐車場を除く。）	駐車施設の数					
	駐車場の外部出入口等までの通路	傾斜路	有・無		有効幅員	cm
			踊り場	傾斜路の高低差		cm
		高低差75cm以内ごとの踊り場の設置		有・無		
		踏幅		cm		
	車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機			有・無	
		昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無	
	有効幅員					cm
	排水溝					有・無
	排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋					有・無
駐車施設の幅					cm	

	外部出入口等からの距離	m
	駐車施設の区画面へのJ I S適合図による表示及びJ I S適合図による標識の設置	有・無
	駐車場出入口付近へのJ I S適合図による駐車施設を設置している旨の表示及び駐車施設へ誘導する案内板の設置	有・無

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

2 この様式において「バリアフリー対応の機械式駐車場」とは、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている機械式駐車場をいいます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する特定施設の建築等（福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。次項において「条例」という。）第14条に規定する特定施設の建築等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に着手した特定施設の建築等については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第4の3及び別表第4の4の規定は、施行日以後に着手する建築（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第21号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物（同条第19号に規定する特別特定建築物をいい、条例第24条の4各号に掲げるものを含む。以下同じ。）にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

4 改正後の規則様式第2号及び様式第8号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の福祉のまちづくり条例施行規則様式第2号及び様式第8号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。